

平成27年3月31日

告示第67号

名護市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成23年告示第80—4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（役員の設置）

第3条 放課後児童健全育成事業所に役員を置くときは、当該役員は、利用者の保護者で構成しなければならない。

（運営内容の公表）

第4条 条例第5条第4項に規定する公表は、会計及び運営の状況について行うものとし、毎年度決算終了後、速やかに公表しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 条例第6条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画は、防災マニュアル等とする。

2 条例第6条第2項に規定する訓練は、年2回以上行うものとする。

（放課後児童支援員の配置）

第6条 条例第10条第2項に規定する放課後児童支援員は、同条第4項に基づき放課後児童健全育成事業所が開所している時間を通じて配置するものとする。

（保険の加入）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童及び放課後児童支援員を対象とした障害保険等に参加しなければならない。

（実時時期）

第8条 放課後児童健全育成事業の実施日時は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び慰霊の日を除く日の学校の下校時から午後7時までの間とする。ただし、学校の休業日（夏期、冬期、学年始、学年末等の休業期間を含む。）その他特に必要と認められる日は、午前7時30分から午後7時までの間において実施する。

（出席簿等の報告）

第9条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる報告を当該各号に定める日までに市長に報告しなければならない。

（1）放課後児童健全育成事業運営状況報告書（様式第1号） 翌月10日

（2）利用者異動状況報告書（様式第2号） 異動のあった月の翌月10日

(帳簿等)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を備え置かなければならない。

- (1) 利用者の入退会に関する書類
- (2) 放課後児童支援員及び利用者の出席簿
- (3) 現金出納簿
- (4) 収入及び支出に係る証拠書類
- (5) 財産台帳
- (6) その他必要な書類

(設置の基準)

第11条 条例第9条第1項に規定する支援の提供に必要な設備及び備品等は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 男女別トイレ、手洗い場、キッチン（流し台）、消火設備及び医薬品保管庫
- (2) 備品 机・台、椅子、冷暖房器具類、衛星危機、図書等
- (3) 消耗品 紙、ペン、外傷に対する救急措置に必要な消毒液及び当該処置に係るガーゼ等の衛生材料等

(事業実施の手続)

第12条 放課後児童健全育成事業を実施しようとする者は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第3号）を事業実施年度前の9月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が定める日までに提出することができる。

2 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に放課後児童健全育成事業変更届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする3月前までに放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助)

第13条 事業を実施する放課後児童健全育成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

--

1. 利用者の異動状況及び利用状況

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
利用者の異動状況	前月末在籍利用者数							
	新規入会利用者数							
	退会利用者数							
	今月末在籍利用者数							
利用者数								

指導員数	
正職員	人
嘱託職員	人
パート	人

※「利用者数」欄は、4月は20日(20日が土・日ならその次の月曜日)、5月以降は毎月1日(1日が土・日ならその次の月曜日)の利用者数を記入してください。

2. 開設状況

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
開設の有無																																
開設時間数																																

※「開設の有無」欄は、開設した日に○、開設しなかった日は＼(斜線)を記入してください。

《今月の開設日の内訳》

日数	平日 (授業日)	長期休暇	放課後児童健全育成事業運営上必要な日			合計 開設日数
	日		日	日	日	
			土曜日	日曜・祝日	振替休日等	

「放課後児童健全育成事業上必要な日」の内容

※休暇中の土・日・祝日は、「長期休暇」欄に含めないでください。

※「放課後児童健全育成事業運営上必要な日」とは、「授業日」「長期休暇」以外の土日祝日・振替休日で8時間以上開設している日のことです。8時間未満の開設は加算対象外ですので、計上しないでください。

- 出席簿の写しも添付してください。
- この運営状況報告書及び写し等は、翌月10日までに提出してください。
- 新規入会・退会があった場合は、別途「利用者の異動状況報告書」を添付してください。

	学校名	利用者氏名	生年月日	学年	現住所	入退会の別	異動年月日	異動事項
1						入会・退会		
2						入会・退会		
3						入会・退会		
4						入会・退会		
5						入会・退会		
6						入会・退会		
7						入会・退会		
8						入会・退会		
9						入会・退会		
10						入会・退会		

※新規入会・退会等の異動があった場合は、この「利用者の異動状況報告書」を異動のあった月の翌月10日までに提出してください。

※「入退会の別」欄は、該当するほうに○印を付けてください。

※「異動年月日」欄は、入会した日または退会した日をご記入ください。

※退会の場合は、「異動事項」欄に退会理由を記入してください。

様式第3号（第12条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

名護市長 殿

事業者
住 所
氏 名

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、 その名称及び主たる事 務所の所在地)	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職等）： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、名護市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要）
------	---

様式第4号（第12条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

名護市長 殿

事業者
住 所
氏 名

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 住 所 地		
変更する事項 (該当する事項の番号に○)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規定 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 ()
		7 施設の種類 8 施設の所在地 9 施設の種類 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する事項により、必要書類を添付

様式第5号（第12条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

事業者
住 所
氏 名

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は 休止の年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は空士の理由 (具体的に)	
現に便宜を受けている 児童に対する措置 (具体的に)	

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第12条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)